

牧田議長 様

議員 吉岡 政昭

1月28日の全員協議会の時、突然、牧田議長によって発言回数が3回以内と告げられ、不適切な議事運営による被害を受けたところです。
それは、牧田議長の相も変わらぬ法令理解の不十分さ故と思ひ指摘したところでした。

しかし、今日、別件の確認の意味もあり、議会事務局で全員協議会における『録音』を確認してきたところ、その中に、新たな牧田議長の発言として、到底、「見過ごせぬ以下の内容」のものがありません。

「一応**3回と言うことで今議会は決めましたので**、従って下さい。
皆さんに従ってもらっています。規則には書いていないけれど、
長時間になるので、3回までと決めたと決めたはずです。皆さんに従ってもらっています。
お願いしますよ。本当に。」

つまり、議長、あなたは、今議会（今、全員協議会）における議員の発言回数を「1人3回」と発言しそれを求め、私の発言を制止・中断・禁止させました。
おたずねします。

質問1、**いつ**、今議会（全員協議会）は、発言回数を3回と決めましたか？

質問2、発言回数を3回と決めた**会議名**を教えてください。

質問3、「発言回数を3回と決めた」時の**集まったメンバー**は、どの範囲ですか？
出来れば、メンバーの氏名を明らかにして下さい。

質問4、「3回と決めた件」を、**どの範囲にまで周知**させましたか？

質問5、議長の認識をお聞きします。

①『決定』されたとされる「発言回数3回」は、議会基本条例違反との認識はありますか？

②一部の議員と議長だけで、議会運営のルールを変えたことに関してどのような認識にありますか？

以上の回答は、今週いっぱい（2月5日）までに、文書で頂きたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

なお、この質問書と回答は、私のHPと議員各位と役場の説明員にも配布いたしますので、ご承知おき願います。